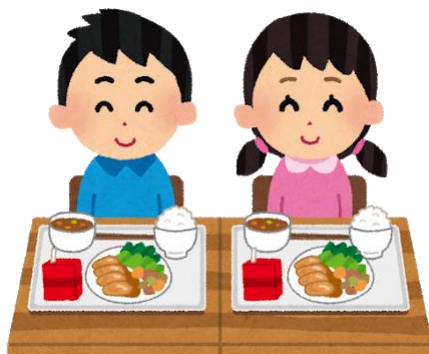


学校給食費の 公会計化について Q&A ～保護者の皆さまへ～

令和3年11月



学校給食費の公会計化について、わかりにくいことや、
知っておいていただきたいことをまとめています。

お問合せ先 広島市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 食育係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
TEL：082-504-2490 FAX：082-504-2328
E-Mail：kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

< 目 次 >

1 公会計化について

- Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？…………… P1
- Q1-2 何のために給食費を公会計化するのですか？…………… P1
- Q1-3 公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？…………… P1

2 給食の申込みについて

- Q2-1 学校給食申込書は、毎年提出しなければいけませんか？…………… P1
- Q2-2 年度の途中から広島市外の学校に転校する予定です。この場合でも、申込書や口座振替依頼書は提出しなければいけませんか？…………… P2
- Q2-3 現在食物アレルギーで家から弁当を持参しており、一切給食を食べていませんが、申込書は提出しなければいけませんか？…………… P2
- Q2-4 子どもが通う予定の中学校はデリバリー給食で、来年度デリバリー給食を食べる予定はありません（まだわかりませんが）、申込書は提出しなければいけませんか？…………… P2
- Q2-5 就学援助（または生活保護）の支援を受けていますが、申込書を提出しなければいけませんか？…………… P2

3 給食費について

- Q3-1 給食費は何に使われるのですか？…………… P2
- Q3-2 なぜ給食費を支払わないといけないのですか？…………… P2
- Q3-3 1食当たりの給食の単価はいくらですか？…………… P2
- Q3-4 給食費の額はどのように決めているのですか？…………… P3
- Q3-5 食物アレルギー等により給食を（全部または一部）食べない場合、給食費はどのようなのですか？…………… P3
- Q3-6 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？…………… P3
- Q3-7 就学援助の支援を受けていますが、給食費はどのようなのですか？…………… P3
- Q3-8 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わないといけないのでしょうか？ P3
- Q3-9 生活保護費を受給していますが、給食費はどのようなのですか？…………… P4

4 給食費の支払いについて

- Q4-1 給食費はいつまでに支払えばよいですか？…………… P4
- Q4-2 給食費はどのように支払えばよいですか？…………… P4
- Q4-3 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？…………… P4
- Q4-4 学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？…………… P4
- Q4-5 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？…………… P4
- Q4-6 給食費を滞納した場合はどうなりますか？…………… P4

Q4-7	督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けた場合はどうなりますか？……	P5
Q4-8	給食費の領収書は発行してもらえますか？……	P5

5 口座振替・納付書払について

Q5-1	口座振替のための手続きは、どうすればよいですか？……	P5
Q5-2	口座振替ができる金融機関はどこですか？……	P5
Q5-3	残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？……	P5
Q5-4	現在学校徴収金（学級活動費、クラブ活動費、修学旅行等の積立金、校外活動費等）を振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？……	P5
Q5-5	現在学校徴収金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、口座振替依頼書の提出は必要ですか？……	P5
Q5-6	きょうだい全員分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？…	P6
Q5-7	口座振替依頼書を提出すれば、すぐに口座振替ができますか？……	P6
Q5-8	振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？……	P6
Q5-9	支払いを忘れており、納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？……	P6
Q5-10	納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？……	P6

6 書類の記載の仕方等について

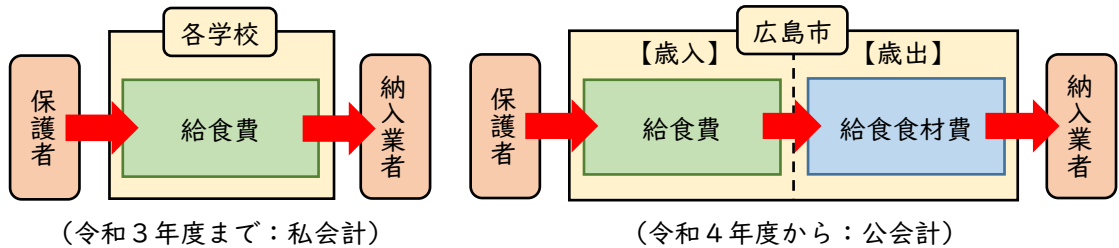
Q6-1	申込書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか？……	P6
Q6-2	申込書の「児童手当及び特別給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」とはどういう書類ですか？……	P6
Q6-3	児童手当を受給していない場合も、申出書に記入しないといけませんか？……	P7
Q6-4	世帯主が単身赴任中であり、広島市以外の自治体から児童手当を受給している場合、児童手当に係る記載はどのようにすればよいですか？……	P7
Q6-5	申出書の児童手当の受給者と、申込書の保護者等は別でもよいですか？……	P7
Q6-6	口座振替依頼書の記入を間違えてしまいました。どうすればよいですか？……	P7
Q6-7	口座振替依頼書について、納付義務者と口座名義人は別でもよいですか？……	P7
Q6-8	各書類はどこに提出すればよいですか？……	P7
Q6-9	広島市外の学校（広島市立以外の学校）に転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？……	P7
Q6-10	食物アレルギー等についての相談は、どこにすればよいですか？……	P7
Q6-11	学校給食費の公会計化に伴い、学校徴収金も広島市に支払うことになるのですか？……	P8
Q6-12	口座振替依頼書に「日本スポーツ振興センター共済掛金」の記載がありますが、共済掛金とは何ですか？……	P8
Q6-13	共済掛金も給食費と同じ口座から振り替えられるのですか？……	P8

1 公会計化について

Q 1-1 学校給食費（以下「給食費」といいます。）の公会計化とは何ですか？

A 1-1 給食費の公会計化とは、学校給食（以下「給食」といいます。）を食べる児童・生徒の保護者の皆さまにお支払いいただく給食費を、広島市の予算に入れ（歳入）、購入した給食の食材費を広島市の予算から支払う（歳出）ことです。

令和3年度（現在）は、各学校が給食費を集めて、食材調達を行う学校給食会に食材の購入代金として支払っています（私会計）。



Q 1-2 何のために給食費を公会計化するのですか？

A 1-2 次の4つのことを主な目的として、公会計化します。

- ① 学校での給食費の徴収管理をなくし、教職員の事務負担の軽減を図ること。
- ② 広島市の会計ルールに従って給食費の管理を行い、監査を受けることにより、会計処理の透明性のさらなる向上を図ること。
- ③ 広島市で給食費の取扱いを統一し、徴収状況を随時把握することで、公的扶助の相談等、未納への早期対応を可能とすることにより、未納者の増加を防ぎ、公平性を確保すること。
- ④ 給食費を取り扱える金融機関を増やし、保護者の皆さまの利便性の向上を図ること。

Q 1-3 公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？

A 1-3 主に以下の点が変わります。

- ① 給食費の支払先が、学校から広島市に変わり、支払方法等も変わります（支払方法等はQ 4及びQ 5をご覧ください。）。
- ② 広島市が指定する31の金融機関から、口座振替により給食費のお支払いができます。なお、口座振替手数料は広島市が負担します。
- ③ 長期欠席で給食を停止する場合等に、書類の提出が必要になります。
- ④ 給食費の滞納があった場合、広島市から連絡があります。また、滞納が長期にわたる場合等には、裁判所を通じた法的手続きをとる場合があります。

2 給食の申込みについて

Q 2-1 学校給食申込書（以下「申込書」といいます。）は、毎年提出しなければいけませんか？

A 2-1 毎年提出していただく必要はありません。一度提出していただければ、広島市立の学校に在学中は有効となります。広島市立の学校間で転校した場合も、再提出の必要はありません。なお、きょうだいで広島市立の学校に通っている場合、お子さま一人

につき一枚ずつ申込書の提出が必要になります。

Q 2-2 年度の途中から広島市外の学校に転校する予定です。この場合でも、申込書や口座振替依頼書は提出しなければいけませんか？

A 2-2 4月以降に1日でも給食を食べる場合は、提出をお願いします。

Q 2-3 現在食物アレルギーが原因で家から弁当を持参しており、一切給食を食べていませんが、申込書は提出しなければいけませんか？

A 2-3 食物アレルギーが原因で一切給食を食べていないのであれば、提出の必要はありません。

食物アレルギーが改善し、給食を申し込むことが決まり次第、お早めに学校にご相談ください。

Q 2-4 子どもが通う予定の中学校はデリバリー給食で、来年度デリバリー給食を食べる予定はありません（まだわかりませんが）、申込書は提出しなければいけませんか？

A 2-4 提出は必須ではありませんが、少しでもデリバリー給食を食べる可能性があるのであれば、ご提出をお願いします。なお、この申込書を提出しただけでは、デリバリー給食を申し込むことにはなりません。デリバリー給食を食べる際は、別途デリバリー給食の注文書を提出していただくことになります。

Q 2-5 就学援助（または生活保護）の支援を受けていますが、申込書を提出しなければいけませんか？

A 2-5 就学援助（または生活保護）の支援を受けている場合は、給食費の支払いはありませんが、給食の提供を受けるためには申込書の提出が必要です。

3 給食費について

Q 3-1 給食費は何に使われるのですか？

A 3-1 保護者の皆さまにお支払いいただいた給食費は、給食に使う食材を購入することに使います。給食を作るために必要な人件費や水道光熱費、施設の整備費や修理費は、広島市が負担します。

Q 3-2 なぜ給食費を支払わないといけないのですか？

A 3-2 学校給食法（第11条）及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（第5条）において、学校給食費は保護者の負担と定められています。

給食費をお支払いいただけないと、食材を購入するお金が不足することになり、学校給食の運営が難しくなりますので、納期限までの確実な納付をお願いします。

Q 3-3 1食当たりの給食の単価はいくらですか？

A 3-3 小学校、特別支援学校の小学部は250円、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部及び高等部は300円です（公会計化に伴う変更はありません。）。

Q 3-4 給食費の額はどのように決めているのですか？

A 3-4 各学校の学年ごとに、給食の年間予定実施日数に1食当たりの給食の単価（A 3-3参照）を乗じて年間予定給食額を設定し、それを10で割った額を6月～翌年3月（第1期～第10期）にお支払いいただきます。

なお、保護者の皆さまには、毎年6月にその年度の給食費の額をお知らせします。

【例】小学生のお子さまで、給食の年間予定実施日数が195日だった場合

➤ 年間予定給食額…250円×195日=48,750円

➤ 納付額…48,750円÷10回=4,875円≒4,900円（100円未満切り上げ）

第1期～9期：4,900円

第10期：48,750円－（4,900円×9回）=4,650円

※年間予定日数は、学校・学年ごとに異なります。

※行事の中止等で年間予定日数が変更になった場合、第10期の納付額を調整します。

調整後の納付額は、3月にお知らせします。

Q 3-5 食物アレルギー等により給食を（全部または一部）食べない場合、給食費はどのようなのですか？

A 3-5 食物アレルギー等により給食を一部食べない場合、給食単価（A 3-3参照）から、減額対象（主食、牛乳、おかず）の金額を減じたうえで、A 3-4の方法により給食費を算出します。また、給食を全部食べない場合は、給食費のお支払いはありません。

主食のパンのみを食べない場合の減額については、第1期～第9期の給食費はそのまま、第10期で調整した金額をお支払いいただきます。

なお、食物アレルギー等により給食を（全部または一部）食べない場合は、早めに学校に相談してください。

Q 3-6 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？

A 3-6 急な発熱やケガ等で学校を休む場合等、すでに食材の発注が済んでいる給食分の給食費については、減額の対象になりません。ただし、災害や感染症による学級閉鎖等、事前に食材の発注を止めることができた場合は、止めることができた食材に係る費用を減額し、第10期の給食費を調整します。

また、入院等で長期欠席する場合等、給食変更届を学校に提出すれば、提出日の6日後（土・日・祝日を除く。）から給食の一時的な停止ができますので、停止期間中の給食費について調整します。

なお、同様に給食変更届を提出すれば、提出日の6日後（土・日・祝日を除く。）から給食を再開できますので、再開した日からの給食費をお支払いいただきます（申請した給食再開日より早く登校する場合は、お弁当をご用意いただくこととなります。）。

Q 3-7 就学援助の支援を受けていますが、給食費はどのようなのですか？

A 3-7 就学援助の支援を受けている方の給食費は、就学援助費から直接広島市に振り替えられますので、お支払いいただく必要はありません。ただし、就学援助の支援が廃止となった場合等は、給食費をお支払いいただく必要があります。

Q 3-8 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わないといけないのでしょうか？

A 3-8 まだ認定されていない場合は、給食費をお支払いいただく必要があります。
なお、就学援助が遡って認定された場合、認定日以降にお支払いいただいた給食費はお返しします。

Q 3-9 生活保護費を受給していますが、給食費はどのようなのですか？

A 3-9 生活保護費を受給されている方の給食費は、生活保護費から直接広島市に振り替えられますので、お支払いいただく必要はありません。ただし、生活保護が廃止となった場合等は、給食費をお支払いいただく必要があります。

4 給食費の支払いについて

Q 4-1 給食費はいつまでに支払えばよいですか？

A 4-1 納期限は原則、次のとおりとなりますが、この日が土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日
納期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	11月末日	1月4日	1月末日	2月末日	3月末日

Q 4-2 給食費はどのように支払えばよいですか？

A 4-2 原則として、口座振替によるお支払い（口座振替手数料は広島市が負担）となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いください。

Q 4-3 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A 4-3 必ずではありませんが、払い忘れを防ぐためや、毎回金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いいただく手間を省くために、口座振替をおすすめしています。

Q 4-4 学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？

A 4-4 令和4年4月以降は、学校で給食費のお預かりはいたしません。納付書にて金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いください。納付書がない場合は、教育委員会健康教育課（連絡先は1ページ）までお問い合わせください。

Q 4-5 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

A 4-5 支給要件に該当すれば、就学援助を受けられる場合があります。就学援助の認定を受けた場合、給食費は就学援助費から支払われますので、お子さまの通う学校か、教育委員会学事課（082-504-2469）にご相談ください。

Q 4-6 給食費を滞納した場合はどうなりますか？

A 4-6 納期限までにお支払いが確認できない場合、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いします。

Q 4-7 督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けた場合はどうなりますか？

A 4-7 督促状や催告書の送付を受けてもなお、長期間給食費を納付せず、広島市からの連絡にも応じていただけないような場合は、裁判所を通じた法的措置を含め、厳正な処置をさせていただきます。

Q 4-8 給食費の領収書は発行してもらえますか？

A 4-8 口座振替により給食費をお支払いいただいた場合は、領収書の発行は行っておりません。なお、通帳記帳していただければ、「広島市学校給食費」「広島市給食費」「給食費」のいずれか（カタカナ表記を含む。）が記載されます。

どうしても領収書が必要な場合は、納付書払をご選択ください。

5 口座振替・納付書払について

Q 5-1 口座振替のための手続きは、どうすればよいですか？

A 5-1 広島市学校給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ、振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。

なお、口座振替依頼書の用紙は、各学校にあります。

Q 5-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A 5-2 次の31の金融機関が利用できます。なお、どの金融機関を指定されても、口座振替手数料は広島市が負担します（保護者負担はありません。）。

【取扱金融機関】		
普通銀行	信託銀行	みずほ、三井住友、三菱UFJ
	信用金庫	広島、呉
	信用組合	広島県、広島市、広島商銀、朝銀西
	農業協同組合	広島市、安芸
	その他	中国労働金庫 広島県信用漁業協同組合連合会

Q 5-3 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

A 5-3 再振替は行いません。納付書付きの督促状をご自宅にお送りしますので、金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いください。

Q 5-4 現在学校徴収金（学級活動費、クラブ活動費、修学旅行等の積立金、校外活動費等）を振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？

A 5-4 広島市が指定する金融機関（A 5-2参照）を利用していただければ、学校徴収金を振り替えている口座と同じ口座でも、違う口座でも構いません。

Q 5-5 現在学校徴収金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、口座振替依頼書の提出は必要ですか？

A 5-5 必要です。公会計化に伴い、給食費の振替先が学校から広島市の口座に変わるため、

現在と同じ口座を使用する場合であっても、お手数ですが金融機関の窓口へ口座振替依頼書の提出をお願いします。

Q 5-6 きょうだい全員分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？

A 5-6 可能です。なお、お子さまごとに手続きが必要ですので、お子さま一人につき1枚ずつ口座振替依頼書を金融機関の窓口にご提出ください。また、残高不足にならないようご注意ください。

Q 5-7 口座振替依頼書を提出すれば、すぐに口座振替ができますか？

A 5-7 金融機関にもよりますが、1～2か月かかる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。口座振替の手続き完了までは、納付書でお支払いをお願いします。

Q 5-8 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

A 5-8 口座振替依頼書を、変更したい口座の金融機関に提出してください。変更手続完了後、教育委員会健康教育課から口座振替変更通知書にて変更後口座の適用開始月をお知らせします。

なお、変更はおおむね申込月（金融機関への提出月）の翌々月となります。

Q 5-9 支払いを忘れており、納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

A 5-9 納期限が過ぎた納付書であっても使えます。ただし、コンビニエンスストアでお支払いいただく場合は、納付書の下部に記載された「取扱有効期限」までとなりますので、お早めにお支払いください。

Q 5-10 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A 5-10 納付書を再発行しますので、教育委員会健康教育課までご連絡ください。なお、再発行後に紛失していた納付書が見つかった場合は、一方を破棄する等、二重に支払うことがないようにご注意ください。

6 書類の記載の仕方等について

Q 6-1 申込書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか？

A 6-1 訂正印は必要ありません。間違えた個所を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入ください。

なお、口座振替依頼書を訂正した場合は、訂正印が必要（A 6-6 参照）になりますのでご注意ください。

Q 6-2 申込書の「児童手当及び特別給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書（以下「申出書」といいます。）」とはどういう書類ですか？

A 6-2 児童手当は広島市から保護者の方にお支払いするものですが、長期に給食費の滞納があった場合、保護者の方の同意があれば、滞納している給食費を直接児童手当から支払う（広島市から広島市への振替を行う）ことができます。

申出書は、このことについて、同意するかしないかの意思を確認するものです。なお、実際に児童手当から給食費を振り替える場合は、保護者に事前に連絡することとしています。

Q 6 - 3 児童手当を受給していない場合も、申出書に記入しないといけませんか？

A 6 - 3 児童手当を受給していない場合は、記入の必要はありません。

Q 6 - 4 世帯主が単身赴任中であり、広島市以外の自治体から児童手当を受給している場合、児童手当に係る記載はどのようにすればよいですか？

A 6 - 4 広島市以外の自治体から児童手当を受給している場合は、児童手当から学校給食費に振り替えることはできませんので、記入の必要はありません。

Q 6 - 5 申出書の児童手当の受給者と、申込書の保護者等は別でもよいですか？

A 6 - 5 申込書の保護者等と児童手当の受給者は別でも構いません。児童手当の受給者は必ず受給者の氏名等を記入していただく必要がありますのでご注意ください。

Q 6 - 6 口座振替依頼書の記入を間違えてしまいました。どうすればよいですか？

A 6 - 6 間違えた個所を二重線で消して、銀行届出印で訂正印を押したうえで、余白に正しい内容を記載してください。なお、口座振替依頼書が破れたり、汚れたりして書き直しが難しい場合は、各学校に予備がありますので、お申し出ください。

Q 6 - 7 口座振替依頼書について、納付義務者と口座名義人は別でもよいですか？

A 6 - 7 納付義務者と口座名義人は別の方でも構いません（納付義務者は世帯主ではないといけない等の決まりはありません。）。また、登録する口座はお子さま名義の口座でも構いません。

Q 6 - 8 各書類はどこに提出すればよいですか？

A 6 - 8 口座振替依頼書は振替を希望する金融機関の窓口に提出し、それ以外の書類は、各学校に提出してください。

なお、各書類は各学校にあります。また、口座振替依頼書以外の書類については、広島市のホームページからもダウンロードできます。

Q 6 - 9 広島市外の学校（広島市立以外の学校）に転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？

A 6 - 9 給食変更届を、給食が不要となる日の6日前（土・日・祝日を除く）までに、学校に提出してください。書類の提出が遅れ、食材の発注が止められなかった場合は、発注を止めることができなかつた分の給食費をお支払いいただくこととなりますので、お早めにお手続きをお願いします。

Q 6 - 10 食物アレルギー等についての相談は、どこにすればよいですか？

A 6 - 10 お子さまが通っている学校にご相談ください。

Q 6-11 学校給食費の公会計化に伴い、学校徴収金も広島市に支払うことになるのですか？

A 6-11 広島市に支払うことになるのは、給食費のみです。学校徴収金は、学校ごとに集める種類や時期、金額等が違うため、今までどおり、学校からのお知らせに基づいて学校にお支払いください。

Q 6-12 口座振替依頼書に「日本スポーツ振興センター共済掛金（以下「共済掛金」と言います。）」の記載がありますが、共済掛金とは何ですか？

A 6-12 広島市教育委員会では、学校での生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この制度は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その医療費や見舞金を保護者に給付する制度で、加入に際しては、入学時等に、保護者から加入同意書を提出いただいております。特にお申出のない限り、在学中は自動的に継続加入として取り扱っています。

また、この制度への加入にかかる共済掛金の一部を保護者に負担していただいています。（令和3年度の保護者負担金は、年額460円です。ただし、その年の5月1日において生活保護または就学援助を受けている家庭の負担はありません。）。

詳しくは、教育委員会健康教育課保健・安全係（082-504-2702）にお問い合わせください。

Q 6-13 共済掛金も給食費と同じ口座から振り替えられるのですか？

A 6-13 そのとおりです。共済掛金は、第4期（9月末日）に振り替えられます。

このQ&Aは、令和3年11月時点の内容で作成しています。手続方法や納期限、金額等は、今後規則改正等により変更となる場合があります。

